

第2次呉市環境基本計画（改定版）（案）について

1 計画改定の背景と位置付け

(1) 計画改定の背景

呉市は、平成25年3月に第2次呉市環境基本計画（計画期間：平成25年度から平成34年度まで）を策定し、環境保全に取り組んできました。

こうした中、平成27年12月に2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための、新しい国際的な枠組みである「パリ協定」がCOP21（第21回国連気候変動枠組条約締約国会議）にて採択されたことなどを踏まえ、国は平成28年5月に「地球温暖化対策計画」を策定し、地球温暖化対策に率先して取り組むこととしています。

本計画の見直しのめどとしている策定後5年が経過することに加え、これらに対応する役割や施策等を整理する必要性が生じたことから、中間見直しとして本計画を改定するものです。

(2) 計画の位置付け

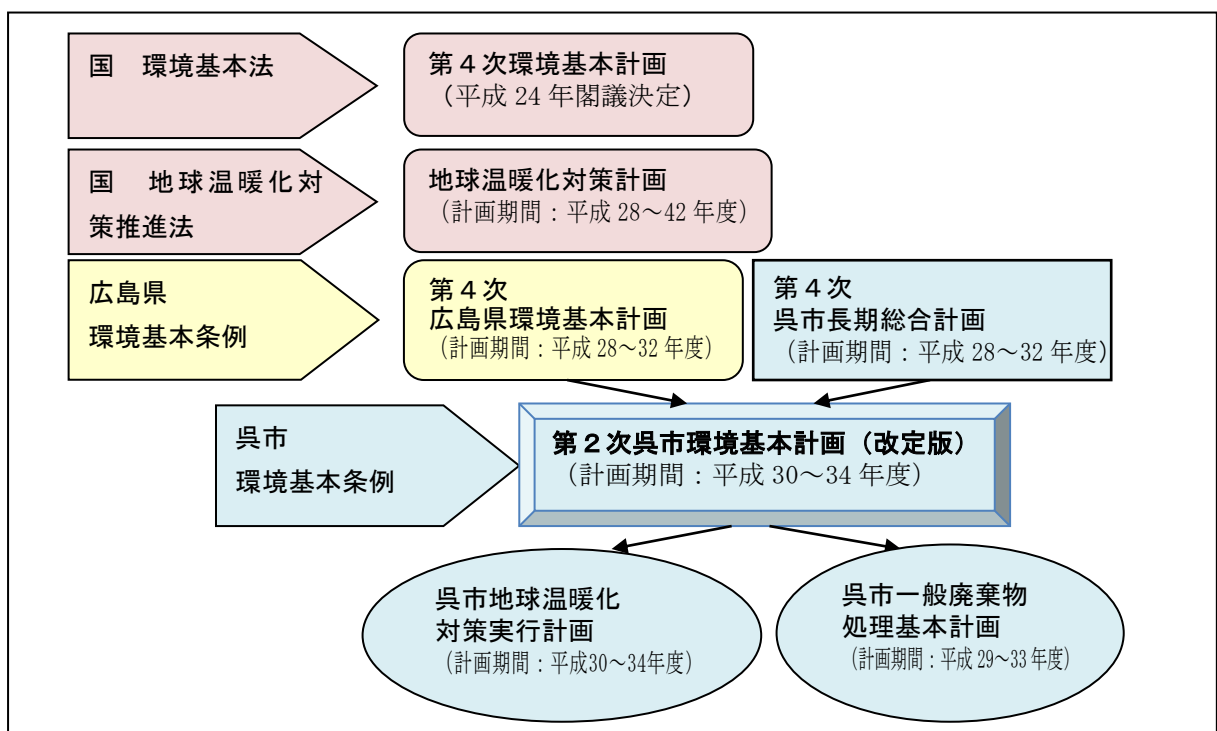
ア 計画期間 平成30年度～平成34年度（5年間）

イ 基本的な考え方

呉市環境基本条例（平成11年呉市条例18号）第9条第1項に基づき、環境の保全に関する長期的な目標と基本的な事項を明らかにし、国の計画に即した施策を、総合的かつ計画的に推進する目的で策定します。

本計画の上位計画に国・県の「環境基本計画」、国の「地球温暖化対策計画」及び「第4次呉市長期総合計画」が、下位計画には「呉市地球温暖化対策実行計画」及び「呉市一般廃棄物処理基本計画」が位置付けられます。

なお、「呉市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、本計画に組み込んで一体的な計画としています。



2 第2次計画に係る主な現状と課題

(1) 地球環境の保全

現状	○呉市の温室効果ガス排出量は、平成26年度5,497千トンで対平成21年度(4,712千トン)比で16.7%増加しています。 ○平成28年度から省エネルギー機器の家庭用燃料電池(エネファーム)の助成を開始 ○平成9年度から27年度まで、家庭用太陽光発電システム設置に対する助成を実施
課題	○地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を更に削減し、環境負荷を低減した社会経済活動を実現するため、市民一人一人が資源・エネルギーの大量消費を見直していくことが必要となっています。 ○国の「地球温暖化対策計画」を踏まえた、市の計画策定が必要となっています。

(2) 生物多様性の保全

現状	○呉市は、市域の55%が森林であり、広島県で最も長い約337kmの海岸線を有し、野呂山、休山や倉橋島の一部を始めとした陸域と海域が瀬戸内海国立公園に、沿岸部や島しょ部が鳥獣保護区等に指定されているなど、生物にとって貴重な生育・生息場所となっています。
課題	○瀬戸内海に臨む豊かな自然環境を守るため、藻場・干潟や森林などが適正に管理され、生物多様性の保全に資する取組を行うことが必要となっています。

(3) 地域環境の保全

現状	○大気、水質、土壌、騒音・振動などの監視や測定を行うとともに、有害化学物質などへの対応や、環境美化を推進する清掃活動などを行っており、地域環境は、おおむね良好に保たれています。
課題	○PCB*廃棄物は、国際条約に基づき期限内の処理が法律で義務付けられており、対象となる事業所の正確な把握及び法定期限内の確実な処理推進が求められています。

(4) 循環型社会の形成

現状	○呉市全体のごみ総排出量は、ごみの有料化(平成16年度)以降継続して減少しており、最終処分量についても、平成24年度に策定したごみ処理計画における目標値(平成28年度に9,363t)を前倒して達成(平成27年度に7,435t)しています。
課題	○近年の一人当たりのごみの排出量が横ばい状態であることから、指定袋制度に加えて新たなごみ減量策が求められています。

(5) 持続可能な社会の基盤づくり

現状	○出前環境講座を実施することにより、様々な環境教育に取り組むとともに、クリーンセンターくれでは、小学4年生対象の施設見学等を受け入れています。
課題	○持続可能な社会を構築するためには、地域で環境保全活動を担える人を育てる環境教育・環境学習の更なる充実が必要となっています。

※の用語については、P6に解説を記載

3 環境の将来像と施策体系

(1) 環境の将来像

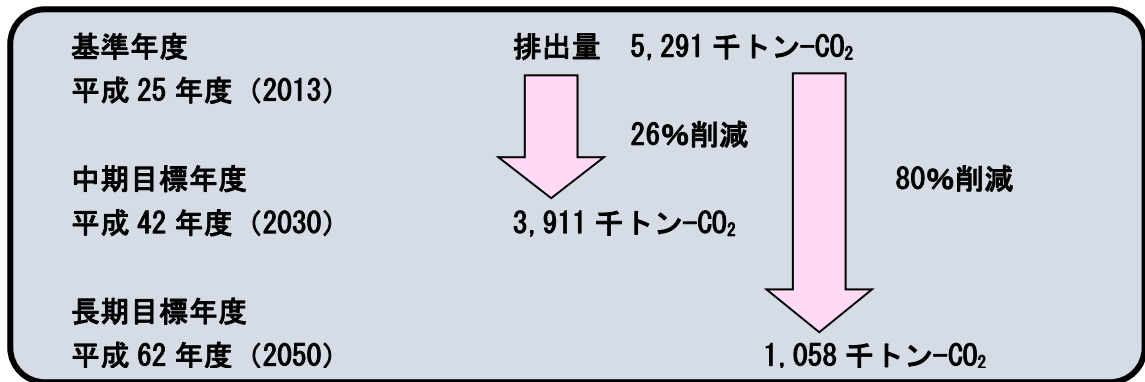
身近な山、海、川の自然から学び、みんなで築く「エコポリス・呉」

(2) 将来像を実現する施策（体系図） ※重点的に取り組む事項を赤字で（重点）と表記しています。

1 地球環境の保全 ～地球温暖化を防ぎ、オゾン層を守ろう～	1-1 地球温暖化対策の推進	①省エネルギーの推進(重点) ②再生可能エネルギー*普及促進(重点) ③低炭素型の都市・地域づくりの推進(重点) ④森林等CO ₂ 吸収源確保 ⑤廃棄物減量
	1-2 オゾン層*の保護	①特定フロン*対策
2 生物多様性の保全 ～多様な動植物が生息する自然環境を守ろう～	2-1 生物生息環境の保全	①森林保全活動 ②自然海岸の保全 ③藻場等の創出及び保全 ④生物多様性地域戦略の策定 ⑤環境保全型農業・漁業の推進
	2-2 自然との触れ合い活動	①自然観察会の開催 ②市民農園の整備活用 ③ビオトープ*の活用 ④河川の親水空間の保全整備 ⑤エコツーリズム*の推進
3 地域環境の保全 ～安全で快適な地域環境を維持しよう～	3-1 生活環境の保全	①大気環境の保全 ②自動車排出ガス (NOx, PM) 対策 ③水環境の保全 ④土壌環境の保全 ⑤騒音・振動対策
	3-2 有害化学物質等への対応	①PCB*対策(重点) ②アスベスト*対策(重点) ③PRTR*の実施 ④ダイオキシン類対策 ⑤環境ホルモン*対策
	3-3 緑化の推進	①緑化の推進
	3-4 環境美化の推進	①清掃活動の推進(重点) ②公衆衛生思想の普及 ③ポイ捨ての防止
4 循環型社会の形成 ～ごみを減らし、資源の循環的な利用に努めよう～	4-1 ごみの減量（3Rの推進）	①一般廃棄物ごみ減量化事業(重点) ②産業廃棄物の排出抑制
	4-2 廃棄物の適正処理	①安定的な廃棄物の処理(重点) ②事業系廃棄物の適正処理(重点) ③不法投棄及び野焼き対策
5 持続可能な社会の基盤づくり ～みんなが自主的に取り組むための仕組みを作ろう～	5-1 環境教育・学習の推進	①環境講座・学習の推進(重点)
	5-2 環境情報の提供	①正確な情報の提供・共有 ②環境関連行事の開催 ③ホームページの活用
	5-3 市民協働による取組	①ボランティア活動団体との連携 ②地域リーダーの養成
	5-4 環境産業の振興	①環境産業の振興 ②優良事例の情報発信

4 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

(1) 温室効果ガス排出量削減目標



・ 中期目標削減量

H25 排出量	H42 排出目標量	目標削減量
5,291 千トン-CO ₂	3,911 千トン-CO ₂	1,380 千トン-CO ₂

中期目標 26%削減，長期目標 80%削減は，国の目標数値と同じ設定としています。

(2) 地球温暖化対策（緩和策）

地球温暖化を緩和するために，次の 5 項目を対策の柱として実行し，温室効果ガスの排出抑制等を図ります。

ア 省エネルギーの推進

- ・ 家庭用燃料電池（エネファーム）の導入促進
- ・ ZEH^{*}（ゼッチ）の導入促進
- ・ 環境負荷が少ない車（エコカー）の普及 等

イ 再生可能エネルギー^{*}の普及促進

- ・ 太陽光発電の普及促進及び啓発
- ・ 太陽熱の利用，バイオマス^{*}の利用，風水力発電の利用

ウ 低炭素型の都市・地域づくりの推進

- ・ コンパクトなまちづくり
- ・ 意識改革やライフスタイルの変換の普及啓発 等

エ 森林等 CO₂吸収源確保

- ・ 森林の適切な管理 等

オ 廃棄物減量

- ・ 3R（リデュース，リユース，リサイクル）の推進

(3) 地球温暖化対策（適応策）

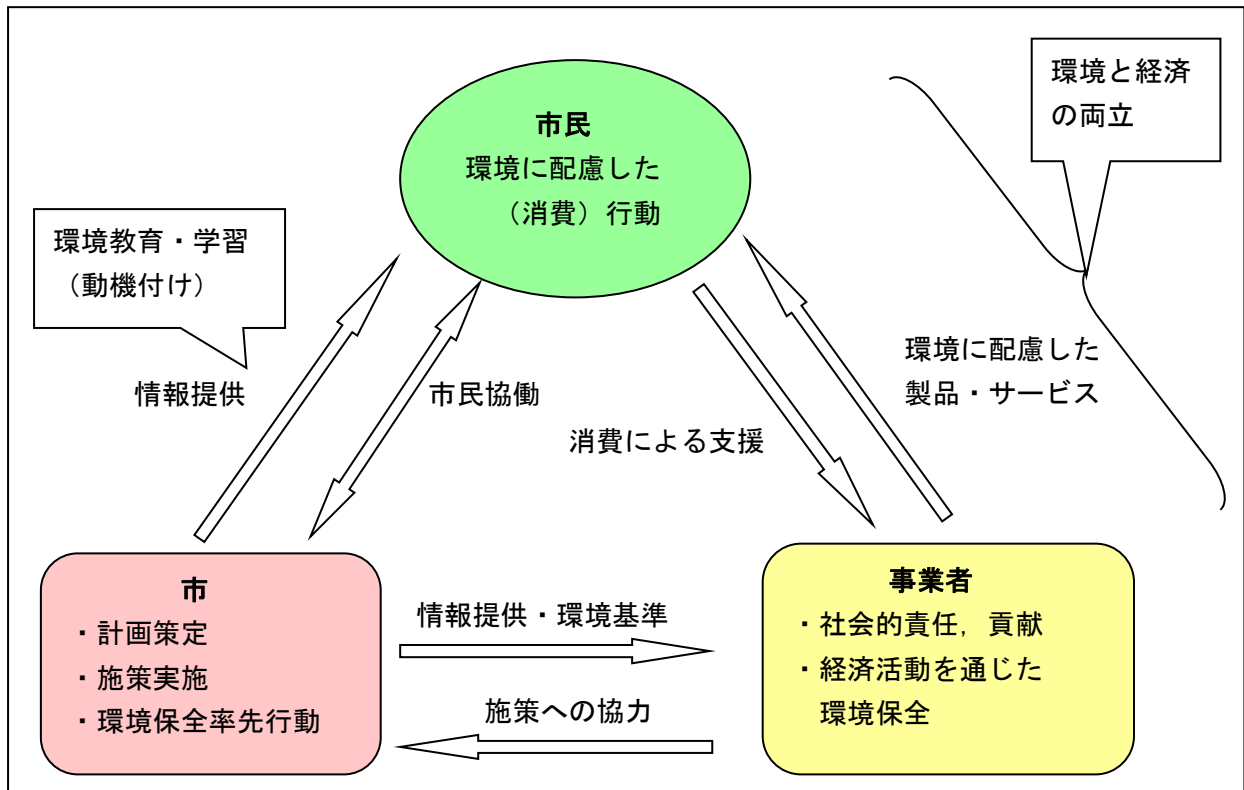
気候変動の影響に対処するため，温室効果ガスの排出抑制等の「緩和策」だけでなく，既に現れている影響や中長期的に避けられない影響に対して，地域特性を踏まえて「適応策」を進めていきます。

- 防災・・・ハザードマップ等の作成 等
- 健康・・・熱中症対策 等
- 農業・・・温暖化に適した品種の調査研究 等
- 自然生態系・・・豊かな自然環境の保全 等

5 計画の推進

市民、事業者、市がそれぞれの役割分担の下に連携しながら、環境を保全するための様々な施策を効果的・効率的に推進します。

計画の実効性を確保するため、市は、市民や事業者と連携を図りながら、市内において組織的な推進と進行管理を行い、施策の進捗状況については、毎年度の年次報告を環境白書として公表します。



6 市民からの意見の募集

(1) 案件

第2次呉市環境基本計画（改定版）（案）

(2) 募集期間

平成29年9月20日（水）から10月20日（金）まで

(3) 周知方法

ア 市政だより及び市ホームページへの掲載

イ 呉市役所7階環境政策課窓口、1階受付及び各市民センター（支所）窓口における配布

(4) 提出方法

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（環境政策課又は市民センターの窓口）により提出

(5) 公表場所

呉市ホームページ、呉市役所7階環境政策課窓口、1階受付、各市民センター（支所）窓口等

7 今後のスケジュール

項目	7月～9月	10月～12月	1月～3月
市民意見公募手続 (パブリックコメント)	— → 9/20～10/20 意見募集		— → 結果公表
市議会 (民生委員会)	● 8/22 素案説明		● 2/9 最終案報告
環境審議会	● 7/25 素案説明・諮問	● 12/中旬 最終案審議・答申	
エコポリス推進会議 (庁内)	● 7/13 推進会議	● 11/月上旬 ● 11/下旬 幹事会 推進会議	
策定等事務	→ 素案修正	→ 最終案・エコアクション プラン作成	→ ● 最終案等修正 策定 公表

※ 用語解説

用語	ページ	解説
PCB	2 3	ポリ塩化ビフェニルの略称。工業的に合成された化合物で、不燃性で化学的に安定であり電気設備の絶縁油や潤滑油、感圧複写紙などに使用された。有害性があるため現在は製造が禁止されており、平成39年3月末までに処理するよう義務付けられている。
再生可能エネルギー	3 4	風力や太陽光などのように、絶えず資源が補充されて枯渇することのないエネルギー。太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱等のエネルギーで、半永久的に利用できるのが特徴である。
ビオトープ	3	ドイツ語で「ビオ」は生物、「トープ」は場所を指し、「野生生物の生息空間」を意味する。生態学的には、生物の生息に必要な最小単位の空間のこと。一般には、トンボ池など、ある程度のまとまりのある生息地として、やや緩やかな意味で使われ、さらに地域的な広がりをもつ生息空間などとして、幅広く使われる場合もある。
エコツアーリズム	3	地域の自然環境を損なうことなく、地域の自然や文化を学び、触れ合う観光形態のことをいい、自然環境への悪影響の防止、ガイドによる質の高い自然解説の確保等の観点から、一般的に少人数で行われるエコツアー等がある。
アスベスト	3	アスベスト（石綿）は、天然にできた鉱物繊維で、熱や摩擦に強く切れにくい、酸やアルカリにも強いなど、丈夫で変化しにくいという特性を持つ。軽量耐火被覆材として、昭和40年代の高度成長期に多く使用された。吸い込んで肺の中に入ると組織に刺さり、15～40年の潜伏期間を経て、肺がん、悪性中皮腫（悪性の腫瘍）等の病気を引き起こすおそれがある。
PRTR	3	有害性のある多種多様な化学物質が、どのような発生源から、どれくらい環境中に排出されたか、あるいは廃棄物に含まれて事業所の外に運び出されたかというデータを把握し、集計し、公表する仕組み
環境ホルモン	3	環境ホルモン（内分泌かく乱化学物質）とは、動物の体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の化学物質のことをいう。
ZEH (ゼッチ)	4	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウスの略で、高断熱化と高効率設備により、快適な室内空間と大幅な省エネルギーを同時に実現した上で、太陽光発電等によってエネルギーを創り、年間に消費する正味のエネルギー量がおおむねゼロ以下となる住宅
バイオマス	4	生物由来の有機性資源で、石油などの化石燃料を除いたもの。木材、紙、生ごみやし尿から生成したメタンガス、植物から作ったアルコール燃料等